

意見陳述書

2025（令和7）年9月18日

水戸地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告本人 助川 靖平

1 はじめに

私は現在 85 歳で、茨城県産業廃棄物最終処分場の建設予定地である日立市諏訪地区に住んでおります。

この度、原告団 5 名を代表し、2021 年 9 月 24 日から 4 年間にわたる裁判を通して、私を感じ考えてきたことを最終陳述します。

何故、茨城県産業廃棄物最終処分場建設に反対する原告となって、こういう場に立っているのかを自問自答してみると、それは本来造ってはならない場所に処分場を造ろうとし、その工事を進めている県に対し、強い憤りを覚えているからです。

私は 1940 年に日立市で生まれ、小学校から高校まで地元日立市の学校に通い、自然豊かな環境の中で育ちました。原告の鈴木鐸士さんとは、日立市多賀中学校の同級生であり、親友として長い付き合いの間柄です。高校卒業後は東京の大学に進学し、その後東京都庁に就職したので、40 年も長く東京で過ごしましたが定年退職を機に故郷である地元日立市に戻りました。

そして、日々の生活を送り、又、地元の自治会長や諏訪にある諏訪神社の総代などを経験させていただくなかで、この日立市の自然豊かな環境の素晴らしさに改めて気付かされました。

特にこの多賀地区は、緑豊かな多賀高地の山々を縫って流れる清流が鮎川に流れ、又、土に染み込んだ水は地下水となり井戸水となっています。井戸水は長い間地域の暮らしを支えてきたもので、私も日々の生活でこの井戸水を利用しており、心身の健康を支えてくれているかけがえのないものとなっています。

この産業廃棄物最終処分場建設計画によって、その豊かな自然環境が破壊さ

れ、水質が汚染されるのではないかと強い懸念、思いから原告になり、今に至ります。

2 産業廃棄物処分場建設の問題点

本訴訟に関する問題や主張は、基本的には訴状や最終準備書面に記載されている通りです。

ここでは、私が考える視点から、特に問題視する点を 3 点にまとめて述べていきます。

① 本産廃処分場建設予定地選定の不合理性と危険性

日立市は人口 16 万人余りの県北の中核都市です。産廃処分場の建設予定地は日立市の諏訪地区にあり、市内で最も人口密度の高い多賀支所管内で、半径 3Km 以内には至近距離の大平田地区の他、諏訪小学校、つくしんぼ保育園、小咲台団地、平和台団地等数多くの住宅や施設が密集しています。このような場所に産廃処分場が造られ、もし産業廃棄物から出る有害物質により大気や水質が汚染されることとなれば、多くの住民の生命、財産に大きなダメージをもたらすことが危惧されます。

このように、産廃処分場を建設するには不向きな場所であるにもかかわらず、日立市を候補地としたこと自体が論外だと考えます。

② 本産廃処分場建設予定地の地形上の危険性

私がちょうど 7 歳の時、1947 年 9 月 10 日から 9 月 15 日にかけて、関東地方等に甚大な被害をもたらしたカスリーン台風が起きました。この台風は、日立市では死者 28 名を出した大災害です。私の住む諏訪地区でも中小河川が氾濫し、大きな被害が出ていました。普段はちょろちょろ流れる小川が、豪雨の翌日には激流となり轟音を立てて道路まで溢れる様子を目撃し、恐怖で震えたことが今でも鮮明に思い出されます。

もしこのまま予定地に産廃処分場が建設されることになれば、豪雨の際に産業廃棄物を含んだ大量の土砂が鮎川に流れ込み、下流地域の家々が押し流されることが予測されます。

同じ原告である茨城大学工学部名誉教授の鈴木鐸士さんは、証人尋問におい

て、産廃処分場建設予定地が洪水・土砂崩れの危険性が高い特質地形であることをその知見から論証し、実質上洪水浸水想定区域に在ることを証言しました。

その危惧していたことが、2023 年の台風 13 号の際に現実のものとなったのです。まさにその産廃処分場建設予定地に豪雨による大崩落が起きました。我々はドローンによる撮影を行い、それを証拠として提出いたしました。産廃処分場建設予定地が、豪雨の際にいかに危険な土地であるかお分かりいただけたと思います。

③ 処分場選定に至る経過について

この訴訟の発端は、2020 年 5 月 26 日に県から日立市諏訪町大平田地区に産業廃棄物最終処分場を造る計画が唐突に発表されたことによります。その計画は日立市ありきで進められてきたとしか考えられないものでした。このいきさつの背景は、県議会議員の江尻加那議員の質問や、福地源一郎元県議が県議会委員会で発言しており、当時県庁内での意思決定の様子が議事録で具体的に確認できます。

本来、産廃処分場のような地域の利害が鋭く、対立する問題を検討する場合は、住民投票に付するなどの住民参加を考慮する必要があるのではないのでしょうか。しかし、県は住民が全く関与しない知事の私的「審議会」で計画の審議を行い、これを口実に知事が決定を下す方法で行い、住民は置き去りにされました。

そして、その後わずか 1 年後の 2021 年 6 月に、今度は産廃処分場への搬入ルートとして、新たな搬入道路を造るという大きな計画変更を県が発表しました。道路を新しく造ることになると、200 億円を超える巨額な費用が新たに必要となります。実際にはそれを超える金額になるでしょう。

このような大きな計画変更になれば、改めて産廃処分場を設置する場所を検討し直さなければならないはずです。

しかし、県は産廃処分場の設置場所を再検討することなく、大久保地区にある山側道路への新設道路計画を強引に進め、その建設工事に着手しています。

新設の搬入道路建設予定地は大久保地区の中丸団地や大久保中学校のすぐ側を貫通するもので、その騒音等の公害や桜川の環境破壊による洪水などの問題が山積みしており、住民の不信を生む要因となっています。

原告団は、茨城県庁に「公開質問状」や知事宛の「産廃処分場建設に反対する異議申立書」を提出するため、2021年の3月から今日に至るまで20数回訪れています。訪問先は知事室をはじめとして、議会事務局、監査事務局、担当主管部局と関係部課で、訪問理由は質問、照会や資料要求などです。そこでの担当職員と質疑応答のやりとりをした際、監査事務局を除く他の担当部課では、あまりにも不誠実で、パブリックサーバントにはほど遠い対応を受けました。忙しいことを理由に受付を拒否されたり、質問をしても回答がもらえず、それぞれの部署を何度もたらい回しにされることも多々ありました。このような対応は、行政として当然果たすべき住民への説明責任を放棄したものであり、民主的行政の根幹を揺るがすものです。

3 まとめ

以上3つの問題点に対し、その根拠や理由を述べてきました。

行政にとって大切なことは、地域住民の生命・健康・生活環境・財産を守ることであり、最優先事項でなくてははいけません。行政手続きにおいては、その決定・実施に至るまでの間に重要な事情が発生した場合には改めてやり直すべきであり、本件では台風13号の豪雨被害や新設の搬入道路の建設がこれにあたります。

従って、私はこの産廃処分場計画の差し止めを強く求めます。又、この産廃処分場建設計画の意思決定をした知事の責任は重大であるため、知事への損害賠償請求も求めます。

これは、地域に暮らす全ての人々の命と未来を守るための訴えです。

裁判官におかれましては、日立市の候補地を現地協議で視察され、集中豪雨時に洪水が発生する最も危険な地であることをご賢察され、お分かりいただけたと存じます。

この自然豊かな環境を、次世代を担う子や孫、そして未来の世代に残すため、最悪のゴミ処分場を造らせないように、同時代を生きる人間としてご理解いただき、ご判断賜りますよう切にお願い申し上げます。

以 上